

介護保険施設・事業所に対する指導強化について

～虐待などが疑われる場合には、「事前通告なし」で実地指導を行います～

代表連絡先	福祉部 高齢介護室介護事業者課 施設指導グループ ダイヤルイン番号:06-6944-7106 メールアドレス:koreikaigo_g08@sbox.pref.osaka.lg.jp
-------	---

提供日	2016年6月1日								
提供時間	14時0分								
内容	<p>大阪府が所管する介護保険施設・事業所に対し、高齢者虐待防止等に重点を置いた機動的な実地指導が実施できるよう、今般、「大阪府介護保険施設事業者等指導及び監査実施要綱」等の一部を改正しましたので、お知らせします。</p> <p>[改正の趣旨] 昨年、大手介護事業者グループが運営する複数の事業所において、従事者による深刻な高齢者虐待が発生するなど、高齢者の入所施設等における虐待が全国的に問題化しました。</p> <p>これを受け、大阪府では、国の「介護保険施設等指導指針」の改正(平成28年4月1日付け)を踏まえ、平成28年6月1日付けて「大阪府介護保険事業者等指導及び監査実施要綱」等の一部を改正しました。</p> <p>今後、介護保険施設・事業所への実地指導については、あらかじめ文書等により通知する通常の実地指導に加え、虐待が疑われる場合など、事前通知したのでは日常におけるサービス提供状況等が確認できないと認められる場合には、「事前通告なし」で緊急に実地指導を行うこととします。</p> <p>また、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの施設についても、介護保険施設等と同様の取扱いにより、老人福祉法や高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、緊急の立ち入り検査を実施します。</p> <p>併せて、介護保険施設等での虐待増加の背景に、介護職員に心身両面による大きな負担があると考えられるため、介護職員の処遇改善や資質向上の取り組みにより、介護現場の負担軽減が図られるよう、事業者等に働きかけていきます。</p> <p>※なお、本指導方針については、順次実施する介護保険施設等の集団指導において周知徹底するとともに、権限移譲した市町村においても、同様の取組が行われるよう、府として働きかけているところです。</p> <p>[施設従事者による虐待件数]</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">平成26年度</td> <td style="text-align: center;">平成25年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">全国</td> <td style="text-align: center;">300件</td> <td style="text-align: center;">221件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大阪府</td> <td style="text-align: center;">18件</td> <td style="text-align: center;">19件</td> </tr> </table>	平成26年度	平成25年度	全国	300件	221件	大阪府	18件	19件
平成26年度	平成25年度								
全国	300件	221件							
大阪府	18件	19件							
添付資料	高齢者虐待防止等に重点を置いた指導強化について (Pdfファイル、220KB) 「介護保険施設等の指導監督について」の一部改正について (Pdfファイル、509KB) 大阪府介護保険事業者等指導及び監査実施要綱(改正後全文) (Pdfファイル、170KB) 大阪府介護保険施設等指導実施要領(改正後全文) (Pdfファイル、174KB) 大阪府指定居宅サービス事業者等指導実施要領(改正後全文) (Pdfファイル、169KB)								
資料提供ID	24109								